

# 平成29年度 事業計画

## 1 統括事務局

### 1) 総会の開催

経営所得安定対策等により、本県農業経営の安定と生産力の確保を図り、もって食料自給力・自給率を向上することを目的として、米や麦・大豆等の生産振興をはじめ、その作物を生産する担い手の育成や農地利用の取組みを各部会が一体的に進めるため、総会を年3回程度開催し、以下について協議する。

- i) 経営所得安定対策等の普及・推進を図るための実施方針・実施計画等の総括
- ii) 平成30年産からの米の需給調整の方針等
- iii) 産地交付金の使途

### 2) ホームページの運営

客観性、透明性を持った議論を確保できるよう、本協議会に係る必要な情報の公開に努める。

## 2 水田部会

### 1) 部会等の開催

経営所得安定対策等の推進状況や総会に付議すべき事項等について協議するため、部会を開催する。

また、平成30年産からの米の需給調整の方針等について検討するため、ワーキングチームを開催する。

### 2) 経営所得安定対策等の推進

#### ア. 地域協議会に対する指導・助言（説明会・担当者会の開催）

経営所得安定対策等の円滑な実施や水田フル活用ビジョンの作成支援等を行うため、県、JA香川中央会、JA香川県と連携して、各種説明会、担当者会を開催する。

#### イ. 啓発活動の実施

各地域協議会等における経営所得安定対策等の取組や実効ある需給調整システムの構築、水田の有効活用を図るため、普及広報資料を作成・配布する。また、研修会を開催し、米・麦の作付推進を行う。

・「さぬき水田営農だより」ほか

対策の内容の周知、加入申請等に係る留意点、売れる米・麦の生産振興、需要に応じた生産拡大を図るための米・麦の需要・販売動向等を周知する。

#### **ウ． 営農計画調査の実施（主食用米等の作付計画面積調査）**

これまで国から提示されていた生産数量目標に代わり、平成 30 年産米から新たに協議会で設定する「生産の目安」の算定等に活用するため、平成 30 年産米の作付意向等の生産動向調査を実施する。

#### **エ． 実施計画書の作成・配布**

水稻共済細目書異動申告票との一体的な運用を図り、事務の簡素化を図るため、農業者ごとの実施計画書（様式）を作成し、地域協議会へ提供する。

#### **オ． 水田の有効活用に向けた取組**

戦略作物（麦、大豆）や新規需要米（飼料用米、米粉用米等）の作付拡大を推進する。

#### **カ． 産地交付金算定システムの改良**

産地交付金の算定を円滑に行うためのシステムの改良を行う。

### **3) 地域協議会への支援**

「地域水田有効活用支援事業実施要領」を設け、地域段階での新規需要米や加工用米への取組み、需給調整活動等の体制整備や米・麦等の品質向上の取組みなどの活動に対して支援を行う。

### **3 担い手部会**

#### **1) 部会の開催**

担い手育成、農地利用集積の取組や総会に付議すべき事項等について協議するため、部会を開催する。

#### **2) 地域協議会に対する支援**

担当者会等の開催などを通じて、市町、市町農業委員会、関係農業団体等の連携を促進し、地域の実情に応じた担い手の確保・育成、担い手への農地の利用集積・集約化を支援する。

#### **3) 経営改善支援活動等の実施**

##### **ア. 農業青色申告決算・確定申告相談会の開催**

各地域農業再生協議会等と連携し、地域段階の簿記講習会で決算まで終了した認定農業者等を対象に、農業青色申告決算・確定申告相談会を開催する。

##### **イ. 経営改善検討会・相談会の実施**

経営能力の向上のため、財務諸表を基にした経営分析・診断を行うとともに、担い手が抱える経営上の課題解決のための農地を含む経営相談活動を実施する。

##### **ウ. 農業法人の設立・運営相談の実施**

法人化の普及啓発及び法人設立指導相談、さらには設立後の経営が確立できるよう運営指導・相談活動を行う。

特に、次世代への円滑な経営継承に留意して対応するものとする。

##### **エ. 集落営農の組織化等の推進**

集落営農の組織化・法人化を推進するとともに、組織設立後の経営が確立できるよう運営指導などを行う。

#### **4) 全国優良経営体表彰**

全国優良経営体表彰（主催：農林水産省及び全国担い手育成総合支援協議会）に係る優良経営体について選定する。

#### **5) 収入減少影響緩和交付金積立金管理業務**

収入減少影響緩和交付金の積立金管理業務を実施する。

#### **6) 施設園芸等燃油価格高騰対策の実施**

燃油価格が一定水準を上回った場合に補てん金を交付するセーフティネット構築を支援する。

## 4 耕作放棄地部会

### 1) 部会の廃止について

平成29年度以降に耕作放棄地の再生作業に取り組む場合は、基金を返還した上で、協議会を経由しない単年度交付金である「荒廃農地等利活用促進交付金」を活用することとなった。

については、香川県農業再生協議会耕作放棄地部会を通じた補助事業がなくなることから、当該部会については今年度末をもって廃止することとし、今年度中に基金の残額について、国への返還手続を行うこととする。

### 2) 今後の進め方

農地の利用集積及び耕作放棄地の再生利用については、県が香川県農地機構、香川県農業会議と連携し、直接、市町を支援・指導するとともに、担い手部会においても担い手の育成・確保とともに農地の集積・集約化を推進していくこととする。

なお、耕作放棄地部会で事務を行っていた基金に関する事務や書類の保管等については、県へ業務継承することとする。

また、今年度からは「荒廃農地等利活用促進交付金」により、荒廃農地の再生・利用及び荒廃農地への悪化を防止する取組みを進めるとともに、県及び市町による支援策を拡充することにより、積極的な事業推進を図っていくこととしている。

## 耕作放棄地対策の見直し内容

新旧	旧	新
事業名	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金	<u>荒廃農地等利活用促進交付金</u>
交付ルート	(基金) 国⇒県協議会⇒地域協議会⇒取組主体	(補助金) 国⇒ <u>県⇒市町</u> ⇒事業実施主体
交付対象者	農業者、農業者等の組織する団体(任意組織、法人組織、参入企業等)、農地中間管理機構、農業協同組合等	同左 <u>(ただし、農業者及び農業者等の組織する団体は、「人・農地プラン」の中心経営体等)</u>
対象農地	農用地区域内の1号遊休農地(A分類再生可能な荒廃農地)	同左、 <u>農用地区域内の2号遊休農地</u>
補助対象施設	[再生利用活動] 再生作業、土壌改良、営農定着等  [施設等補完整備] 基盤整備、農業用機械・施設等	[再生利用活動] 同左 <u>[発生防止活動]</u> <u>低コスト整備、土壌改良、営農定着等</u> [施設等補完整備] 同左 <u>(農業用機械・施設の整備はリース方式に限る)</u>
補助率	[定額] 国：50%相当 県：25%相当 市町：義務負担なし (一部市町では補助あり) 事業主体：25%相当 [定率] 国：50% 県：25% 市町：義務負担なし (一部市町では補助あり) 事業主体：25%	[定額] 国：50%相当 県： <u>30%相当</u> 市町： <u>10%相当</u>  事業主体： <u>10%相当</u> [定率] 国：50% <u>(6法指定地域等55%)</u> 県： <u>30%</u> 市町： <u>10%</u>  事業主体： <u>10%</u> <u>(6法指定地域等5%)</u>
事業期間	平成21年度～30年度	平成29年度～33年度
事業要件	—	<u>200万円未満/件</u>